

大分県報

令和四年

第三六八号

十二月十六日

(金曜日)

目次

告示

- 大分県公共工事請負契約約款の一部改正……………一
大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正……………一
道路区域の変更……………二
道路の供用開始……………二
大分都市計画道路の変更……………二
建築基準法による道路位置の指定……………三
大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………三
公 告……………三
落札者等の公示(二件)……………三
競争入札参加者の資格に関する公示……………四
一般競争入札の実施……………五

○告示

大分県告示第四百九十七号

大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条第二項中「第六十条第一項」を「第六十一条第一項」に改める。

第四十八条第十一号イ中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「その役員又はその支店若しくは」を「その役員、その支店又は」に、「代表者」を

令和四年十二月十六日

「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、その次に次のように加える。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

第四十八条第十一号ホ中「役員等が」を「役員等が、」に改める。

第六十三条を第六十四条とし、第五十八条から第六十二条までを一条ずつ繰り下げ、第五十七条の次に次の一条を加える。

(相殺)

第五十八条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第一項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

別記様式中「(発注者)」を「(発注者)」に改める。

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

大分県告示第四百九十八号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十六日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

第一条第十一項中「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第四十三条第十号イ中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「その役員又はその支店若しくは」を「その役員、その支店又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、その次に次のように加える。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

第四十三条第十号ホ中「役員等が」を「役員等が、」に改める。

大分県報(告示)

一

第五十七条を第五十八条とし、第五十三条から第五十六条までを一条ずつ繰り下げ、第十二条の次に次の一条を加える。

(相殺)

第五十三条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

2 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。

3 第一項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

大分県告示第四百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和四年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名 一般国道四二号 大分市大字上宗方字野添五三六番六から 大分市大字上宗方字野添五五六番二まで	区 間 日田市大字小山字提ケ迫二二三番一から 日田市大字小山字提ケ迫二二五番二まで		区域変更 前後別 前 後	敷地の幅員 メートル 二九・二 ～ 二〇・五	延 長 メートル 三三・〇
	前 五七・〇 ～ 一七・八	後 三三・五 ～ 二〇・五	前 二九・二 ～ 二〇・五	後 三三・〇	延 長 メートル 三三・〇
名 称 一 都市計画の種類 大分都市計画道路 二 都市計画の変更に係る事項	起 点 終 点	位 置 変更改の概要	大分県告示第五百一号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。 令和四年十二月十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞		
			田線 日田市大字小山字提ケ迫二二三番二から 日田市大字小山字提ケ迫二二七番一まで	後 五七・〇 ～ 二二・〇	四二・〇
道路の種類及び路線名 一般国道四四二号 一般国道三八七号 県道朝田日田線	供 用 開 始 区 間 大分市大字上宗方字野添五三四番一から 大分市大字上宗方字野添五五九番二まで 日田市上津江町川原字キノノ上一〇七五番二 地内 日田市大字小山字提ケ迫二三四番三から 日田市大字小山字提ケ迫二二七番一まで	供用開始年月日 令四・一二・一六	大分県知事 広 瀬 勝 貞	大分県告示第五百号 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和四年十二月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和四年十二月十六日	

三・二・五号 生石下郡線	大分市生石三丁目二番	大分市大字下郡字羽根山	終点の変更 延長の減 一部区域の変更
三・四・二八号 庄の原佐野線	大分市大字三芳字庄ノ原	大分市大字佐野字宮ノ下	一部幅員の変更 一部区域の変更
(区域は、別図のとおり)			
三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)			
大分県告示第五百二号 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。 令和四年十二月十六日			
大分県知事 広 瀬 勝 貞			
指定番号 大土第三一八号	指定位置 由布市挾間町挾間字塚本八八七番一	指定年月日 令四・一二・二	道路の幅員 メートル 六・〇〇
			道路の延長 メートル 八七・三〇

大分県告示第五百三号

大分県建築設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第五百七十三号)の一部を次のように改正する。

令和四年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条第十一項中「第六十一条」を「第六十二条」に改める。
第四十八条第十号イ中「その者」を「その者その他経営に実質的に関与している者」に、「その役員又はその支店若しくは」を「その役員、その支店又は」に、「代表者」を「代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号口を削り、同号ハ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」

令和四年十二月十六日

に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、その次に次のように加える。
二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき認められるとき。
第四十八条第十一号ホ中「役員等が」を「役員等が、」に改める。
第六十二条を第六十三条とし、第五十八条から第六十一条までを一条ずつ繰り下げ、第五十七条の次に次の一条を加える。
(相殺)
第五十八条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、業務委託料請求権その他の債権と相殺することができる。
二 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。
三 第一項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。
令和四年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る特定役務の名称
大分県総合ヘルプデスク運営業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和四年十月二十日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健
大分市東春日町十七番五十七号
- 五 落札金額
二百八十六万円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

大分県報(告示・公告)

- 六 契約の相手方を決定した手続
 - 一 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和四年九月九日

次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
エネルギー補償型モニタリングポスト
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和四年十月十三日
- 四 落札者の氏名及び住所
株式会社久光大分 代表取締役 玉 井 淳 二
大分市下郡北三丁目二十五番二号
- 五 落札金額
三千六百二十六万三千七百円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
 - 一 一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和四年九月二日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和四年十二月十六日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 調達をする特定役務の種類
大分県立図書館等建築物清掃業務等
- 二 競争入札の参加者資格

- 1 次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者
 - (二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
 - (四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
 - (五) 国税又は大分県税を滞納している者
 - (六) 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
 - (一) 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
 - (二) 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- (三) 経営規模
 - (1) 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
 - (2) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
 - (四) 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
 - (五) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。）（物品の製造、印刷及び修理等の請負を業とする者並びに県庁舎等の清掃業務に係る者に限る。）
- (六) その他知事が必要と認める事項

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号
電話 〇九七―五〇六―二九六二

3 申請の時期

令和四年十二月十六日（金曜日）から令和五年一月十日（火曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和五年九月三十日までとする。

2 更新手続

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請（隔年七月に申請受付）により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 資格審査の申請書（資格の変更届を含む。）及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和4年12月16日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 特定業務の種類

大分県立図書館等建築物清掃業務等

(2) 委託期間

令和5年3月1日から令和8年2月28日まで

(地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約)

(3) 対象施設

大分県立図書館、大分県公文書館及び大分県立先哲史料館

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、建築物清掃業務のA級に格付けされた者であること。

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けており、かつ、同項第5号及び第7号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けている者又はこれと同等程度の能力を有していると知事が認める者

(4) この公告の日から10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

<p>イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 ケ 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者 コ 競争入札参加資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所 3 競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。 (1) 申請の時期 令和4年12月16日（金）から令和5年1月10日（火）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和4年12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。 なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。 (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所 大分県ホームページから申請書類をダウンロードすること。 https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html (3) 申請書類の提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2962 4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県教育庁社会教育課管理予算班 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 電話 097-506-5524 5 契約条項を示す場所及び日時 (1) 場所</p>	<p>4に同じ。 (2) 日時 令和4年12月16日（金）から令和5年1月12日（木）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、令和4年12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。）の午前9時から午後5時まで 6 入札説明書の交付場所及び日時 5に同じ。 7 入札参加条件 入札説明書に規定する参加資格確認申請書兼誓約書等を令和5年1月19日（木）までに4に掲げる部局に提出し、入札参加資格の確認を受けること。 8 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨 9 入札書の提出場所及び日時 (1) 提出場所 大分県庁舎本館1階 12会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 提出日時 令和5年2月2日（木）午後2時00分 ただし、郵送の場合は同月1日（水）午後5時必着で4の部局まで提出すること。 10 開札の場所及び日時 (1) 開札場所 大分県庁舎本館1階 12会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 (2) 日 時 令和5年2月2日（木）午後2時00分 11 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は、次に定める日時及び場所において再度入札を行うものとする。 (1) 開札場所 大分県庁舎新館13階 131会議室 (2) 日 時 令和5年2月9日（木）午後2時00分 12 入札保証金に関する事項 免除とする。 13 契約保証金に関する事項</p>
--	--

<p>免除とする。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>(5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札 なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したものでうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(3) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。</p> <p>17 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p>	<p>18 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the services to be required Building Cleaning Services.</p> <p>(2) Fulfillment period 1 March, 2023-28 February, 2026.</p> <p>(3) Fulfillment place Oita Prefectural Library, Oita Prefectural Archives, Oita Prefectural Ancient Sages Historical Archives, underground, outdoor parking lot and bicycle space.</p> <p>(4) Time limit for tender 2:00 p.m. 2 February, 2023</p> <p>(5) Contact office for contract Social Education Division, Oita Prefectural Board of Education. 3-10-1 Funai-cho, Oita city, 870-8503 TEL.097-506-5524</p>
--	--